## 2. バイデン・ルーガー決議案

第110議会第1会期 上院提出決議案

公正で効果的な国際的約束 (Commitments)の交渉を通じて米国が地球規模の気候変動に取り組む必要性に関する上院の意見表明

## 米国上院

バイデン上院議員が(バイデン議員とルーガー議員の名で)以下の決議案を提出した。 本決議案は上院外交委員会に付託されたものである。

## 決議

公正で効果的な国際的約束(Commitments)の交渉を通じて米国が地球規模の気候変動に取り組む必要性について、上院の意見をここに表明する。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が立証し、米国科学アカデミー(NAS)が裏づけたように、大気中に人為的な温室効果ガスが蓄積され続けていることによって、地球規模の気候の安定が脅かされていることについては、科学的合意があること、

温室効果ガスの濃度上昇が原因と考えられる気温上昇や気候崩壊によって、米国の経済や環境に対して重大で長期的な危険性が存在していること、

長期的な干ばつや飢餓、大規模な移住、急激な気候の変化など、地球規模の気候変動が与える潜在的影響は、その影響を受ける地域の国際緊張を高め、不安定性を増す可能性があり、そのため、米国の国家安全保障上の利害に影響を及ぼす可能性があること、

米国は世界最大の経済大国であると同時に世界最大の温室効果ガス排出国であること、

米国の温室効果ガス排出量は増加し続けると予測されていること、

発展途上国の温室効果ガス排出量は、米国の排出量増加を上回る勢いで急激に増加しており、まもなく米国やその他の先進国の温室効果ガス排出量を超えると予測されてい

ること、

深刻な気候の崩壊を回避するのに必要なレベルまで温室効果ガス排出量を削減するためには、温室効果ガスの排出の少ないあるいは全く排出しない、または、温室効果ガスを回収・貯留する、新エネルギー技術やその他の気候にやさしい技術を導入する必要があること、

米国内および海外における気候にやさしい技術の開発・販売は、米国の労働者や企業 に経済的好機を提供すること、

気候にやさしい技術を導入すれば、固定排出源および移動排出源からの有害汚染物質を削減することで大気質を改善できると同時に、輸入原油への依存を減少させ、エネルギー源を多様化し、エネルギー供給インフラの脆弱性を改善することによってエネルギー安全保障を強化することができること、

他の先進諸国は温室効果ガスの排出を削減する方策に着手しており、そのことが、それらの国々の業界に、急成長を続ける気候にやさしい技術の世界市場において競争上の優位を与えていること、

発展途上国におけるそれらの国々の開発ニーズに合致する方法で排出量増加に歯止めをかけようとする努力は、気候にやさしい技術の大きな市場を創設し、気候変動に対処する国際的な取り組みに貢献する可能性があること、

ジョージ・W・ブッシュ大統領が立ち上げた米国気候変動科学プログラムは、2006 年4月、地表で観測される全球平均気温の上昇率と大気の平均温度の上昇率との間には、 もはや何ら矛盾がないという結論を下しており、人間の活動が世界的な気温上昇の大き な原因となっているという科学的根拠を強化していること、

ブッシュ大統領は、2006年1月に行った一般教書演説で、米国民に対し、石油「中毒」から脱却し、よりクリーンで再生可能かつ持続可能なエネルギー源の開発に重点を置くよう呼びかけたこと、

ブッシュ大統領は、よりクリーンな新技術を協調的に開発し、インドや中国など急成長している国々においてそれらの技術の利用を促進するため、「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ」を立ち上げたこと、

米国の国家安全保障は、炭素分の高いエネルギーに米国や世界が過度に依存している という問題の解決に向けた外交・軍事・科学・経済上の資源の配置によって、ますます 左右されるようになるであろうこと、

米国は、1992年5月9日にニューヨークで作成され、1994年に発効した国連気候変動

枠組み条約(以下、「条約」と呼ぶ)の締約国であること、

2005年12月にカナダのモントリオールで開かれた国連気候変動枠組み条約第11回締約国会議で、米国も同意して、締約国は、気候変動に対処する長期的な協調行動について新たな対話に着手したこと、

条約は、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させるという長期的な目的を定めていること、

条約は、温室効果ガス濃度を安定化させるという目的を達成するための取り組みに対して、共通だが差異のある責任を負っていると定めていること、

気候変動に対処する効果的な世界的取り組みは、先進国・発展途上国にかかわらず、すべての温室効果ガス主要排出国による約束(Commitments)と行動を規定しなければならないし、各先進国・発展途上国の状況は多種多様であるので、その約束や行動も多様である必要があるかもしれないこと、

米国には、地球規模の気候変動に立ち向かう取り組みを主導する能力があること。

以上から、上院は次のとおり決議する。

米国は、以下のことにより、地球規模の気候変動がもたらす健康・環境・経済・国家 安全保障上のリスクを軽減し、次世代技術によって持続的な経済成長を促進するために 行動するべきである。

- (1)以下の内容の拘束力のある協定(Agreement)への米国の参加を確保するため、1992年5月9日にニューヨークで作成され、1994年に発効した国連気候変動枠組み条約に基づいた交渉に参加し、その他の国際的な討論の場において取り組みを主導すること
  - (A)米国の経済・国家安全保障上の利益を増進し、保護すること
  - (B)「共通だが差異のある責任」の原則に従って、温室効果ガスを大量に排出するすべての国による削減約束(Commitments)を規定すること
  - (C)参加国による取り組みの負担を最小限にするために、柔軟な国際的メカニズムを設けること
  - (D)世界全体の温室効果ガス排出量の長期的で大幅な削減を実現すること
- (2)以下のことを行うため、上院外交委員会の委員長およびランキング・メンバーが 指名する、超党派の上院のオブザーバー・グループを設立すること
  - (A) 気候変動に関するあらゆる国際交渉を監視すること

(B)上院に提出されるあらゆる関連の協定(Treaty)のタイムリーな検討を 促すように、上院の助言と同意の機能が確実に発揮されること